

○地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会条例

平成25年1月9日条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第11条第2項第6号及び第4項の規定に基づき、地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市長の諮問に応じ、中期計画の認可について意見を述べること。
- (2) 市長の諮問に応じ、各事業年度の業務の実績に関する評価及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価について意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

- 2 委員は、医療又は事業の経営に関し識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 特別の事項を調査審議するため市長が必要があると認めるときは、委員会に臨時委員若干人を置くことができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。